

(別記様式第1号)

計画作成年度	彦根市	平成21年
	愛多町	平成22年
変更年月日	平成23年3月	
計画主体	彦根市	多賀町

彦愛犬鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署 名 彦根市産業部農林水産課
所在地 地 滋賀県彦根市元町4番2号
電話番号 号 0749-30-6118
FAX番号 号 0749-24-9676
メールアドレス nosei@ma.city.hikone.shiga.jp

担当部署 名 愛荘町農林商工課
所在地 地 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子825
電話番号 号 0749-37-8051
FAX番号 号 0749-37-4444
メールアドレス norin@town.aisho.lg.jp

担当部署 名 甲良町産業課
所在地 地 滋賀県犬上郡甲良町在士353番地1
電話番号 号 0749-38-5069
FAX番号 号 0749-38-5122
メールアドレス sangyo@town.koura.lg.jp

担当部署 名 多賀町農林商工課
所在地 地 滋賀県犬上郡多賀町多賀324
電話番号 号 0749-48-8117
FAX番号 号 0749-48-0594
メールアドレス norin@town.taga.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・ニホンジカ・イノシシ・カラス・アライグマ(この計画ではカニクイアライグマを含む)
計画期間	平成23年度 ~ 平成25年度
対象地域	彦根市、愛知郡愛荘町、犬上郡甲良町、犬上郡多賀町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成22年度)

	鳥獣の種類	被害の現状		
		品 目	被害数値	
			面積 : ha	金額 : 千円
湖東地域	合 計		238.3	52,702.0
	ニホンザル	農業被害 (水稲・小麦・大豆・ソバ等)	33.6	15293.0
	ニホンジカ	農業被害 (水稲・小麦・大豆・ソバ等)	55.0	28182.0
		林業被害 (皮剥)	128.4	
	イノシシ	農業被害(水稲・小麦・大豆・ソバ等)	20.8	8953.0
	アライグマ	農業被害 (水稲・小麦・大豆等)	0.1	10.0
カラス	農業被害 (水稲・小麦・大豆等)	0.4	264.0	
彦根市	ニホンザル	農業被害 (水稲・小麦・大豆等)	2.1	450.0
	ニホンジカ	農業被害 (水稲・小麦・大豆等)	0.3	337.0
		林業被害 (皮剥)	46.0	—
	イノシシ	農業被害(水稲・小麦・大豆等)	1.8	1217.0
	アライグマ	農業被害 (—)	—	—
カラス	農業被害 (水稲・小麦・大豆等)	0.3	124.0	
愛荘町	ニホンザル	農業被害 (水稲・小麦・大豆等)	6.5	4,296
	ニホンジカ	農業被害 (水稲・小麦・大豆等)	2.0	445.0
	イノシシ	農業被害(水稲・小麦・大豆等)	0.6	135.0
	アライグマ	農業被害 (水稲・小麦・大豆等)	0.1	10.0
	カラス	農業被害 (水稲・小麦・大豆等)	0.1	137.0
甲良町	ニホンザル	農業被害 (水稲・小麦・大豆等)	0.2	1371.0
	ニホンジカ	農業被害 (水稲・小麦・大豆等)	2.3	551.0
	イノシシ	農業被害 (水稲・小麦・大豆等)	1.4	1410.0
	アライグマ	農業被害 (—)		社寺等で痕跡(爪跡等)あり。 但し農作物被害は確認されていない。
	カラス	農業被害 (水稲・小麦・大豆等)	0.0	0.0

多賀町	ニホンザル	農業被害（水稲・小麦・大豆・ソバ等）	24.8	9,176.0
	ニホンジカ	農業被害（水稲・小麦・大豆・ソバ等）	50.4	26,849.0
		林業被害（皮剥）	82.4	
	イノシシ	農業被害（水稲・小麦・大豆・ソバ等）	17.1	6,191.0
	アライグマ	農業被害（－）		社寺等で痕跡（爪跡等）あり。 但し農作物被害は確認されていない。
カラス	農業被害（水稲・小麦・大豆等）	0.0	3.0	

(2)被害の傾向

①ニホンジカ

湖東地域全域で被害があり、当地域で最も深刻な農林業被害を発生させている加害獣である。

ニホンジカは繁殖能力が高く、近年の暖冬・少雪の傾向のため増加傾向にあり、その被害は水稲をはじめ、戦略作物である麦・大豆・ソバや野菜など多岐にわたり、当地域は県内の3割を越える被害を被っている。

このようななか、被害地域では自助努力や行政支援により地域環境の改善や追い払い、捕獲、緩衝地帯の設置、柵による侵入防止対策など、総合的な対策が試みられているが、ニホンジカに適応する防護柵については高額となるため、資金面等から十分な被害低減をもたらすまでには至っていない。

また、町面積の8割を森林が占める多賀町では林業被害も大きく、剥皮害の総量は82.41haとなっており、H19と比較すると1.2倍に拡大している。また、拡大造林、再造林時における植栽樹の食害被害も相当数報告されている。

野生獣による林業被害は日常より確認できない所で発生しているため発見と事後対応が遅れると被害量が甚大となる。更に被害額については、被害時点の立木の価値だけではなく、それまでの投資額等も勘案すればさらに大きくなるものと思われる。

このようななか、ニホンジカによる被害は単に農林産物の被害にとどまらず、農業者の生産意欲の減退につながり、生産活動やその糧となる地域活動の衰退つながるため、可及的速やかな対応が必要となっている。

②イノシシ

地域ごとに被害の大小はあるもののイノシシ被害もほぼ全域で被害が発生している。

被害は、植付直後から収穫までの水稲に対する踏み荒らし、麦や大豆、ソバ、野菜の踏み荒らし、また畦畔を中心とする掘り起こしなどである。

なお、近年は住宅地近辺をはじめ公共用地にも出没、侵入するケースがあり、自家用家庭菜園への被害のほか、人身被害も憂慮されている。

③ニホンザル

ニホンザルにおいては彦根市、愛荘町、甲良町および多賀町の全地域山間部の集落を中心に被害が発生している。

被害については、水稲では刈取り前の食害や麦、豆類、ソバ等についても収穫前に被害を受け収穫ができない状態となっている。

また、農業被害の他に民家の瓦を壊すなどの生活被害も発生している。生息数は、目撃情報が多数寄せられており、生息数は年々増加しているものと思われる。

④アライグマ

アライグマについては愛荘町で農業被害が発生しており、他市町でも生活被害や痕跡が確認されている。当湖東地域では外来獣であるアライグマに対する知識が総じて不足しており、農業者がアライグマによる被害と気づいてないケースも多々あると思われ、潜在的被害はかなり多いと思われる。

⑤カラス

被害は全域で発生し、特に稲の直播き時や播種期の麦類への被害のほか、果実、野菜などのその被害は多岐にわたる。

(3)被害の軽減目標			面積：ha、金額：千円	
	対象鳥獣	指 標	現状値(平成22年)	目標値(平成25年)
湖東地域	ニホンザル	被害面積	33.59	20.55
		被害金額	15,293.00	10,531.00
	ニホンジカ	被害面積(農業)	54.98	37.55
		被害金額(農業)	28,182.00	19,640.00
		被害面積(林業)	128.40	89.10
		被害金額(林業)	-	-
	イノシシ	被害面積	21.44	14.36
		被害金額	8,953.00	5,856.00
	アライグマ	被害面積	0.10	0.10
		被害金額	10.00	10.00
	カラス	被害面積	0.37	0.32
		被害金額	264.00	254.00
彦根市	ニホンザル	被害面積	2.10	1.40
		被害金額	450.00	310.00
	ニホンジカ	被害面積(農業)	0.29	0.20
		被害金額(農業)	337.00	230.00
		被害面積(林業)	46.00	32.10
		被害金額(林業)	-	-
	イノシシ	被害面積	1.77	1.20
		被害金額	1,217.00	850.00
	アライグマ	被害面積	-	-
		被害金額	-	-
	カラス	被害面積	0.25	0.20
		被害金額	124.00	90.00
愛荘町	ニホンザル	被害面積	6.50	4.00
		被害金額	4,296.00	3,000.00
	ニホンジカ	被害面積(農業)	2.00	1.30
		被害金額(農業)	445.00	300.00
		被害面積(林業)	-	-
		被害金額(林業)	-	-
	イノシシ	被害面積	0.60	0.40
		被害金額	135.00	90.00
	アライグマ	被害面積	0.10	0.10
		被害金額	10.00	10.00
	カラス	被害面積	0.10	0.10
		被害金額	137.00	90.00
甲良町	ニホンザル	被害面積	0.19	0.15
		被害金額	1,371.00	798.00
	ニホンジカ	被害面積(農業)	2.32	0.80
		被害金額(農業)	551.00	316.00
		被害面積(林業)	-	-
		被害金額(林業)	-	-
	イノシシ	被害面積	1.37	0.46
		被害金額	1,410.00	583.00
	アライグマ	被害面積	-	-
		被害金額	-	-
	カラス	被害面積	0.00	0.02
		被害金額	0.00	74.00
多賀町	ニホンザル	被害面積	24.80	15.00
		被害金額	9,176.00	6,423.00
	ニホンジカ	被害面積(農業)	50.37	35.25
		被害金額(農業)	26,849.00	18,794.00
		被害面積(林業)	82.40	57.00
		被害金額(林業)	-	-
	イノシシ	被害面積	17.70	12.30
		被害金額	6,191.00	4,333.00
	アライグマ	被害面積	-	-
		被害金額	-	-
	カラス	被害面積	0.02	0.00
		被害金額	3.00	0.00

※アライグマ:この計画ではカニクイアライグマを含む

(4) 従来講じてきた被害防止対策

		従来講じてきた被害防止対策	課題
彦根市	捕獲取りに関する	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣駆除事業の実施(猟友会委託事業) 捕獲檻の維持管理費に対する助成 捕獲檻の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 銃器駆除においては、捕獲数が増えたことにより、猟友会への負担が大きくなっている。 集落の高齢化、過疎化等より捕獲檻の維持管理が困難な状況である。
	関係する捕獲取組等に	荒神山地域では周囲延長約8kmのうち平成22年度までに約5kmの侵入防止柵を設置の助成を行い、鳥居本地域では平成22年度に1.6kmの侵入防止柵設置の助成を行った。	<ul style="list-style-type: none"> 集落の高齢化、過疎化等により設置費用(自己負担分)の財源が確保できない。 また、後継者不足による耕作放棄地の増加も深刻な問題である。
愛荘町	捕獲取りに関する	シカ・イノシシ・サルおよびカラスについては、猟友会の協力を得て銃器による有害鳥獣駆除を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣捕獲によって一時的に被害は止まるが、時間とともに再び被害が発生している。 捕獲と併用して、集落ぐるみでの追い払い等の対策が必要である。また、狩猟者の減少、高齢化が進んでおり、新たな狩猟免許取得者の確保が課題である。
	関係する捕獲取組等に	平成14年度から平成17年度にかけて、山間部を中心に約9.6kmの獣害防止電気柵を設置し、平成22年度においては、うち約1.2kmにおいて電気柵を補強、能力向上を図った。	野生獣の生息密度増加等により、柵を越えての農作物被害が発生している。このため、柵の整備、高度化を進めるとともに、柵の維持管理に向けた持続可能な活動体制の確立や集落環境点検等の活動も今後益々重要となる。
甲良町	捕獲取りに関する	<p>地元猟友会の協力により有害鳥獣駆除での捕獲を委託している。捕獲方法については、銃器・箱わなを用いている。</p> <p>甲良町鳥獣害被害対策協議会においては狩猟免許講習の支援や箱わなを購入して防除に取組んでいる。</p> <p>ニホンジカについては個体数調整を実施し平成22年度20頭の捕獲を行なった。</p>	<p>狩猟者が減少しており新たな狩猟免許取得者の確保が課題。</p> <p>鳥獣は町界を越えて被害を及ぼす為に、近隣町との連携が必要。</p>
	関係する捕獲取組等に	<p>正楽寺・池寺・長寺西地区において平成14年度、平成17年度にイノシシ用電気柵を4.7km設置挿入して、平成22年度において約1.0kmの恒久柵を設置し地元での維持管理を行っており、恒久柵設置前には地元主導で放因果樹・雑林木の除去を行った。</p> <p>正楽寺・池寺地区においてはニホンザルの追い払いを実施している。</p>	電気柵以外の効率的な対策がないため、ニホンザル・ニホンジカに対応できる電気柵が必要である。また、継続的な維持管理が必要である。
多賀町	捕獲取りに関する	<p>ニホンザル・イノシシについて猟友会の協力を得て加害個体の除去を目的に必要最小限の有害鳥獣捕獲を実施した。</p> <p>18年度からニホンジカ広域一斉駆除事業(滋賀県事業)によりニホンジカの個体数調整を実施した。</p> <p>更に平成21年度よりはシカ肉の買取事業を行い資源としてのシカ肉の活用が出来る様、事業を推進している。</p>	<p>猟友会と連携し銃器による駆除を実施してきたが、猟師の高齢化とともに銃器の免許更新を行わず銃器の許可を持つ猟師が減少している。</p> <p>今後は、罠(檻)による捕獲許可も視野に入れ、獣害に苦しむ地域から積極的に狩猟免許の取得を目指す人材が出るよう啓発と支援を行う。</p>
	関係する捕獲取組等に	<p>平成19年度の栗栖地区における約6.4km恒久柵、電気柵を整備をかわきりに、20年度には四手・栗栖・檜崎地区で約2.9km恒久柵(電気柵上段)と併せて2.5ha緩衝帯を整備。</p> <p>21年度には四手・大岡・八重練、栗栖・一円・久徳・木曾地区で約8.4km恒久柵(電気柵上段)と15.8haの緩衝帯、22年には四手地区で約0.3km恒久柵(電気柵上段)と1.7ha緩衝帯整備を行った。</p>	<p>イノシシ・ニホンジカ・ニホンサルを対象とした恒久柵(電気柵上段)を設置したがイノシシによる下部の網の巻き上げやニホンシカによる電線の切断等の被害が有り、頻繁な見回り、修繕等の管理が重要となってきている。</p> <p>そのため、柵等の施設の設置に慢心することなく獣害対策として日々取り組む姿勢等の啓発及び施設の維持管理の方法や財政的支援が必要と考えられる。</p>

(5) 今後の取り組み方針

	<p>①広域的取り組みの推進 湖東地域では、これまで市町個々が中心となって被害対策に取り組んできたが、特にニホンジカによる農林業被害が全域で深刻であり、市町界付近での対策も求められていること。また、それ以外のイノシシ、ニホンザル、アライグマについても被害状況に程度の差はあるものの、状況が似ていることから、湖東地域の各市町が協力し、情報の共有化のもと、今後広域的かつ一体的に対象鳥獣に対する被害対策に取り組んでいくものとする。 このため、地域全体の被害防止対策を広域的且つ一体的に行うべく、その仕組み作りを進めるとともに、その間、実践的活動組織として1市3町ごとに協議会を設け、被害対策の検討及び実践を行うものとする。</p> <p>②総合的な野生鳥獣被害対策の推進 被害対策については、捕獲や防除のみといった単発的な対策ではなく、地域の状況や対象鳥獣にあわせて、防除対策、捕獲対策、生息環境対策を組み合わせた総合的な被害対策に取り組むこととし、それを、より効率的に進めるために地域住民が集落ぐるみで取り組む以下の対策を推進していく。</p> <p>各市町における鳥獣害の発生状況等を踏まえ、滋賀県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ・ニホンザル)に基づき被害の軽減に向け個体数調整や防除対策の実施等、下記の対策を実施する。</p> <p>■防除対策 恒久柵や電気柵の設置に当たっては、集落や営農組合等のまとまりでの取り組みを原則とする。また、他地区のモデルとなる重点集落等を設け、防除対策の普及を図る。 恒久柵の設置にあたっては、地域住民が対象鳥獣の生態や資材の性能や、設置以降必要となる維持管理作業を理解した上で設置ができるよう研修会等を開催し、確実に効果的、継続的な防除対策の普及を図る。</p> <p>■捕獲対策 現状では、生息数が適正数よりもかなり多いため、個体数調整および狩猟による捕獲を実施し、適正な生息数まで個体数の削減を図る。特に、ニホンジカは、繁殖活動に直接影響を与えるメスジカについて捕獲を奨励する。 捕獲は、各市町に新たに編成する鳥獣被害対策実施隊を核に、地元猟友会等との連携のもと実効ある捕獲を機動的に実施するものとする。 また、人員減や高齢化が課題となっているハンターの確保を図るため、講習会受講に対する支援等、ハンターや協力者の確保、技術・意識向上に努めるものとする。 さらに、広域的に移動する対象鳥獣に対してより効果的な捕獲を実施するため、地域で連携して行政界を越えた広域的な捕獲対策を行ううえでの課題について、検討を進めていく。</p> <p>■生息環境対策 野生獣が出没しにくい集落とするため、集落環境点検を積極的に推進し、集落の問題点を把握し、点検を基に「餌場価値」を下げるための放任果樹の処理やヒコバエの早期鋤込み、野菜収穫後の残渣や食品残渣の適正な処理、緩衝帯の整備等を行うことにより「野生獣にとって魅力のない集落づくり」を進めるとともに、併せてこれらを総合的、継続的に指導していく地域リーダーの育成を図っていく。</p>
彦根市	<p>■防除対策 ・地域ぐるみで取り組みが実践できるようリーダー育成を目的とした研修会を実施する。・被害防止のための侵入防止柵の設置を推進していく。 ・緩衝帯を整備し、野生獣の出現しにくい環境を整備する。</p> <p>■捕獲対策 ・隣接する市町と協力し、広域的・効果的な捕獲が実施できるよう検討していく。 ・捕獲については、地元猟友会に業務を委託し実施する。但し猟友会だけに頼ることなく地元住民自らが被害防止対策に取り組める体制を近隣地区を含め整備する。 ・捕獲檻を設置し、効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。</p> <p>■生息環境対策 ・人里を餌場としての価値を下げるための地元集落への啓発、研修、支援。</p>

愛荘町	<ul style="list-style-type: none"> ■防除対策 <ul style="list-style-type: none"> ・集落の自衛活動の推進を図る。 ・自衛活動のための啓発活動(集落環境点検)や追い払い、追い上げを実施。 ・侵入防止柵の補強等高度化を図り、被害の軽減を目指す。 ■捕獲対策 <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲については、猟友会の協力のもと、安全で効果的な箱わなを設置し、あわせて銃器による捕獲を行う。 ・地域の捕獲力を高めるため、集落推薦の狩猟免許(わな)取得予定者の支援を実施する。 ■生息環境対策 <ul style="list-style-type: none"> ・集落環境点検を基に地域の問題点を明確化し、餌場価値の低減等「魅力のない集落づくり」を進める。
甲良町	<ul style="list-style-type: none"> ■防除対策 <ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯の整備と併せて、防護柵の整備を進めるものとする。 ■捕獲対策 <ul style="list-style-type: none"> ・地元猟友会に業務を委託し実施する。 ・猟友会だけに頼ることなく、地元住民自らが被害防止対策に取り組める体制を近隣地区を含め整備する。 ■生息環境対策 <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の整備推進と併せ、被害状況の把握・点検・野生獣の生態等について学習し、被害を引き起こしている地域の環境要因を取り除くべく、総合的な対策を実施する。 また、これら総合的な活動を通じて地域リーダー育成を図るものとする。
多賀町	<ul style="list-style-type: none"> ■防除対策 <ul style="list-style-type: none"> ・サル生息調査 <ul style="list-style-type: none"> 町内に生息するサル(メス)に発信機を取り付け生息調査及び行動調査を実施する。 上記の調査に基づき該当する地域にサルの行動調査の情報を適時届け、サルの追い払い、被害量の削減に役立てる。 ・森林整備(間伐)の積極的な推進を行う。 野生獣にとっての生育環境価値を上げるよう森林整備(間伐)を積極的に実施していくため、林家への啓発活動を行っていく。 ・侵入防護柵の設置、捕獲の実施等を行い、被害の軽減を目指す。 ・シカの皮剥ぎ防止のためのテープ巻事業おこなう。 ■捕獲対策 <ul style="list-style-type: none"> ・特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ・ニホンザル)に基づき、個体数調整を推進する。 ・集落推薦の狩猟免許(罟)取得予定者の研修等支援を実施する。 ■生息環境対策 <ul style="list-style-type: none"> ・集落による自衛活動の推進を図る。 自衛活動のための集落環境点検や追い払い、追い上げ等を行うための啓発活動を実施する。 ・緩衝帯の整備を行う。 人と獣の生活圏を分けることができるよう緩衝帯の整備を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

湖東地域	<ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整や有害鳥獣捕獲については、基本的には各市町において、滋賀県猟友会彦根支部や同地区のハンターを中心とした捕獲体制を整備する。 ・各市町においては、当被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、23年度中に鳥獣被害対策実施隊を設けることとする。
彦根市	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県猟友会彦根支部に委託し、猟銃による捕獲を実施する。 ・鳥居本地域、荒神山周辺に合計29基の捕獲檻を設置し、有害獣の捕獲を実施する。
愛荘町	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県猟友会愛知支部秦荘地区、愛知川地区に委託し捕獲を実施する。
甲良町	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県猟友会彦根支部甲良地区による捕獲 ・正楽寺、池寺、長寺西地区に捕獲檻を設置し、有害獣の捕獲を実施する
多賀町	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県猟友会彦根支部・多賀地区のハンターを中心に捕獲体制を整備する。 ・獣害防止集落自衛対策事業(町単独)を創設し、自治会の獣害対策組織の立ち上げを支援する。 また、自治会推薦の狩猟免許を取得しようとする者に対し、猟友会加入を条件に経費の一部に対し支援を行う。

(2)その他捕獲に対する取組

彦根市	平成23年度	ニホンジカ ニホンザル イノシシ アライグマ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止対策研修会の開催 ・サル用捕獲檻の設置 ・イノシシ(シカ)用捕獲檻の設置 ・地元住民のわな免許等取得の推進
	平成24年度		
	平成25年度		
愛荘町	平成23年度	ニホンジカ ニホンザル イノシシ アライグマ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲檻を導入し、捕獲研修会を実施する。
	平成24年度		
	平成25年度		
甲良町	平成23年度	ニホンジカ ニホンザル イノシシ アライグマ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止対策研修会の開催 ・新規に狩猟免許を取得しようとする者の支援 ・捕獲機材等の購入 わなによる捕獲研修会
	平成24年度		
	平成25年度		
多賀町	平成23年度	ニホンジカ ニホンザル イノシシ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会推薦の狩猟免許を取得しようとする者の経費に対して支援
	平成24年度		
	平成25年度		

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

	捕獲計画数等の設定の考え方
彦根市	<p>■ニホンザル 平成20年度から平成22年度までの有害鳥獣捕獲により55頭の捕獲を行ったが、依然として鳥居本、旭森地区の山間部での農作物被害が増加傾向であることや数頭の群れが荒神山に住み着き始め、今後生息数の増加も懸念されることから捕獲計画数を年間15頭とする。 なお、捕獲については、滋賀県策定の特定鳥獣保護管理計画に基づき、加害レベルの高い個体を特定して捕獲するよう努めることとする。</p> <p>■イノシシ 平成20年度以降の有害鳥獣捕獲により計191頭の捕獲を行った。特に荒神山では、H22年度に52頭を捕獲したものの、依然として公共用地への侵入や掘起こし、農作物被害が多発しているなど生息数の減少につながっていない。また鳥居本地域においても特に矢倉川沿いの地域での農作物被害も増加傾向にあることから、捕獲計画数を50頭(荒神山30頭、鳥居本20頭)とする。</p> <p>■ニホンジカ 平成20年度以降の個体数調整および有害鳥獣捕獲により計90頭の捕獲を行った。しかし、依然として農作物被害が増加傾向にあるうえ、特に森林の皮はぎ被害は年々増加していることから、個体数調整と有害鳥獣捕獲を併せて捕獲計画数を年間40頭とする。</p> <p>■カラス 平成20年度以降の有害鳥獣捕獲により計589羽の捕獲を行っており、被害金額は若干減少してきたものの、依然として農作物被害が市内全域に見受けられるため、捕獲計画数を150羽とし、継続的に捕獲を行っていく。</p> <p>■アライグマ 平成22年度に特定外来生物の防除の認定申請を行い策定した彦根市防除計画書に基づき平成23年度以降、捕殺に努める。</p>
愛荘町	<p>■ニホンザル 滋賀県特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)に基づき、総合的な対策を講じたうえでなお被害軽減が図れない場合は、群れの部分捕獲を実施する。その他の群れについては有害鳥獣捕獲において加害個体の除去を行っていく。</p> <p>■ニホンジカ 滋賀県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)に基づき、個体数調整を実施する。</p> <p>■イノシシ 近年の防護柵導入によって全体の被害量は減少しているが、今まで被害のなかった場所で被害が発生している。今後は加害個体の除去を有害鳥獣捕獲により実施する。</p> <p>■カラス 農作物被害が町全域に見受けられるため、引き続き有害鳥獣駆除を実施する。</p> <p>■アライグマ 近年、農作物や住環境の被害が発生しているため、捕獲檻による駆除を実施する。</p>
甲良町	<p>■ニホンザル 平成20年度から平成22年度までの有害鳥獣捕獲により8頭の捕獲を行ったが、依然として正楽寺・池寺の林縁部、また最近では長寺西地区でも出没が確認され、農作物被害が増加傾向であることから捕獲計画数を年間10頭とする。 なお、捕獲については、滋賀県策定の特定鳥獣保護管理計画に基づき、加害レベルの高い個体を特定して捕獲するよう努めることとする。</p> <p>■イノシシ 平成20年度以降の有害鳥獣捕獲により計60頭の捕獲を行った。特に長寺ゆず公園や西明寺周辺では敷地侵入や掘起こし、林縁部の農作物被害も増加傾向にあることから、捕獲計画数を35頭とする。</p> <p>■ニホンジカ 平成20年度以降の個体数調整および有害鳥獣捕獲により計40頭の捕獲を行った。しかし、依然として農作物被害が増加傾向にあるうえ、森林の皮はぎ被害も懸念されることから、個体数調整と有害鳥獣捕獲を併せて捕獲計画数を年間35頭とする。</p> <p>■カラス 平成20年度以降の有害鳥獣捕獲により計50羽の捕獲を行っており、依然として、農作物被害が町内全域に見受けられるため、捕獲計画数を30羽とし、継続的に捕獲を行っていく。</p> <p>■アライグマ 平成22年度に特定外来生物の防除の認定申請を行い策定した甲良町防除計画書に基づき平成23年度以降、捕殺に努める。</p>
多賀町	<p>■ニホンザル 滋賀県特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)に基づき、総合的な対策を講じたうえでなお被害軽減が図れない群れについては部分捕獲を実施する。その他の群れについては有害鳥獣捕獲において加害個体の除去を行っていく。</p> <p>■ニホンジカ ニホンジカが生息しやすい森林整備(混交林の育成、間伐の実施等)の実施を働きかけながら、滋賀県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)に基づき、個体数調整を実施する。</p> <p>■イノシシ 近年の防護柵導入によって全体の被害量は減少しているが、今まで被害のなかった場所で被害が発生している。今後は加害個体の有害鳥獣捕獲を実施する。</p> <p>■アライグマ 1990年代において滋賀県で初めてアライグマが確認されている。また近年、近隣市町において確認・被害・捕獲が漸次増加している。 このようななか、当町においても被害報告はないものの、目撃情報が急増していることから、今後生息数が増加しないよう防除を進め、新たな定着又は生息域の拡大をふせぎ、最終的には完全排除を目指すものとする。</p>

単位：頭、羽

	対象鳥獣	捕獲計画数等		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度
彦根市	ニホンザル	15	15	15
	ニホンジカ	40	40	40
	イノシシ	50	50	50
	アライグマ	3	3	3
	カラス	150	150	150
愛荘町	ニホンザル	10	10	10
	ニホンジカ	20	30	30
	イノシシ	15	20	20
	アライグマ	5	5	5
	カラス	30	30	30
甲良町	ニホンザル	10	10	10
	ニホンジカ	35	40	40
	イノシシ	35	40	40
	アライグマ	3	3	3
	カラス	30	30	30
多賀町	ニホンザル	10	10	10
	ニホンジカ	150	150	200
	イノシシ	10	10	10
	アライグマ	5	5	5
	カラス	210	210	210
湖東地域計	ニホンザル	45	45	45
	ニホンジカ	245	260	310
	イノシシ	110	120	120
	アライグマ	16	16	16
	カラス	210	210	210

	捕獲等の取組み内容
彦根市	<p>年度当初、地域からの被害や捕獲要望を確認するとともに、ニホンザル、ニホンジカについては滋賀県特定鳥獣保護管理計画に基づき、銃器及び罠による捕獲を滋賀県猟友会彦根支部へ委託し計画的に捕獲を実施する。</p> <p>また、イノシシ、カラスについては、有害鳥獣捕獲で対応する。</p> <p>なお、アライグマについては彦根市防除実施計画に基づき、生息数が増加しないよう防除を進める。</p>
愛荘町	<p>銃器による捕獲を滋賀県猟友会愛知支部秦荘・愛知川地区と連携しながら、滋賀県特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル・ニホンジカ)に基づき、計画的に実施する。</p> <p>イノシシについては、被害発生状況に応じて有害鳥獣捕獲を実施する。</p> <p>なお、アライグマについては、愛荘町アライグマ防除実施計画に基づき生息数が増加しないように捕殺を進め、最終的には完全排除を目指す。</p>
甲良町	<p>地元住民による追払いや要因除去・周辺環境の改変を実践するとともに、地元猟友会の協力のもと銃器(散弾銃等)、箱わな等による捕獲を実施する。</p> <p>有害鳥獣捕獲は狩猟期間を除く期間とし地元猟友会と連携し、滋賀県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ・ニホンザル)に基づき計画的に実施する。</p> <p>アライグマについては、防除計画に基づき生息数が増加しないよう防除を進める。</p>
多賀町	<p>銃器による捕獲を滋賀県猟友会彦根支部・多賀地区と連携しながら、滋賀県特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル・ニホンシカ)に基づき計画的に実施する。</p> <p>アライグマについては多賀町アライグマ防除実施計画に基づき生息数が増加しないよう防除を進め、最終的には完全排除を目指す。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
-	-

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

	対象鳥獣	整備内容		
		23年度	24年度	25年度
彦根市	ニホンザル	簡易恒久柵(電気複合柵)H2.0m L=3,500m	簡易恒久柵(電気複合柵)H2.0m L=1,000m	簡易恒久柵(電気複合柵)H2.0m L=1,000m
	ニホンジカ			
	イノシシ			
	アライグマ			
愛荘町	ニホンザル	恒久柵の補強(電気柵複合)H=2.6m L=4,506m	恒久柵(電気柵複合)H=2.6m L=2,000m	恒久柵(電気柵複合)H2.6m L=2,000m
	ニホンジカ			
	イノシシ			
	アライグマ			
甲良町	ニホンザル	恒久柵(電気柵複合)L=1,135m H=2.5m (2.07エンス+0.5電気4段)	恒久柵(電気柵複合)L=500m H=2.0m	恒久柵(電気柵複合)L=1,000m H=2.5m (2.07エンス+0.5電気4段)
	ニホンジカ			
	イノシシ			
	アライグマ			
多賀町	ニホンザル	恒久柵(電気柵複合)L=18,000m	恒久柵(電気柵複合)L=3,000m	恒久柵(電気柵複合)L=3,000m
	ニホンジカ			
	イノシシ			
	アライグマ			

(2) その他被害防止に関する取組み

	年度	対象鳥獣	取組み内容
彦根市	平成23年度	ニホンジカ ニホンザル イノシシ アライグマ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・集落内での獣害対策リーダーの養成 ・森林病虫害等防除事業を利用したシカの皮はぎ防止対策の実施 ・地元住民のわな免許等の取得の推進
	平成24年度		
	平成25年度		
愛荘町	平成23年度	ニホンジカ ニホンザル イノシシ アライグマ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・被害対象地域の住民への啓発・学習会 集落点検の実施、追い払い等の自衛活動の実施 ・地元住民のわな免許の取得の推進
	平成24年度		
	平成25年度		
甲良町	平成23年度	ニホンジカ ニホンザル イノシシ アライグマ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・被害対象地域の住民への啓発・学習会 被害管理・生息地管理・個体数管理 狩猟免許取得のための研修会 個体数調整への理解及び啓発 放任果樹・雑木林の伐採 追い払い等の自衛活動の実施 集落内での獣害対策リーダーの養成
	平成24年度		
	平成25年度		
多賀町	平成23年度	ニホンジカ ニホンザル イノシシ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・集落内における獣害対策組織の設置及び支援 獣害防止集落自衛対策事業(町単独補助事業)の創設 狩猟免許(農)取得者(集落内で推薦された区民)支援 ・啓発活動の実施 シンポジウムの開催・研修会等への参加 集落環境点検の実施 ・緩衝帯設置取組み 人と獣の棲み分けを目指す。 ・生息調査 サル:メスに発信機設置し行動を把握し、対象地域へ流し被害の軽減、追い払いに役立てる ・町内森林の間伐推進(強度間伐) 森林の強度間伐を促進し下層植生を促し豊かな森林の創出を目指す
	平成24年度		
	平成25年度		

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、地域全体の被害防止対策を広域的且つ一体的に行うべく、その仕組み作りを検討するとともに、その間、実践的活動組織として1市3町ごとに協議会を設け、被害対策の検討及び実践に取り組むものとする。

(1)被害防止対策協議会に関する事項

甲良町・愛荘町	広域被害防止対策検討会議の名称	湖東地域広域鳥獣害防止対策検討会議
	構成機関の名称	役割
	彦根市産業部農林水産課 愛荘町農林商工課 甲良町産業課 多賀町農林商工課 各被害防止対策協議会代表	湖東地域全体の被害防止対策を広域的且つ一体的に行うための、広域活動組織の結成に向けた検討協議
	彦根犬上農業共済組合 愛知農業共済組合 東びわこ農業協同組合 滋賀県中部森林整備事務所 滋賀県湖東農業農村振興事務所	広域的な連携を通しての助言、情報提供
	被害防止対策協議会の名称	彦根市獣害防止対策協議会
彦根市	構成機関の名称	役割
	彦根市産業部農林水産課	協議会の運営対策の計画及び実施
	彦根市農業委員会	農業者への普及啓発、連携・協力
	東びわこ農業協同組合	農業被害の情報収集、連携・協力
	彦根犬上農業共済組合	農業被害の情報収集、連携・協力
	鳥居本森林生産組合	林業被害の情報収集、連携・協力
	滋賀県猟友会彦根支部	対象鳥獣の捕獲・駆除
	鳥獣被害対象自治会 滋賀県立大学環境科学部環境生態学科	鳥獣害防止対策の実施、協力、情報提供 対象鳥獣の生態など専門的な情報提供
愛荘町	被害防止対策協議会の名称	愛荘町鳥獣被害防止対策協議会
	構成機関の名称	役割
	愛荘町地元関係区	各集落における啓発
	滋賀県猟友会愛知支部秦荘地区	対象鳥獣の捕獲
	滋賀県猟友会愛知支部愛知川地区	対象鳥獣の捕獲
	東びわこ農業協同組合	農業被害軽減への啓発・対策実施
	愛知農業共済組合	農業被害等の情報提供
	向山生産森林組合	林家への啓発
	秦川山生産森林組合 斧磨生産森林組合	林家への啓発
愛荘町農林商工課	事業全体の統括	
甲良町	被害防止対策協議会の名称	甲良町鳥獣害被害対策協議会
	構成機関の名称	役割
	甲良町産業課	協議会の運営対策の計画及び実施
	滋賀県猟友会彦根支部(甲良地区)	駆除の実施
	東びわこ農業協同組合	農業者への営農指導等
	彦根犬上農業共済組合	農作物の被害補償
	鳥獣保護員	鳥獣保護での調整・情報提供
	甲良町農業委員会	農業者への普及啓発等
有害鳥獣被害地区代表 長寺ゆず公園管理組 経営構造対策コンダクター	被害駆除の実施 集落・農地周辺の管理の実施 関係機関との調整	
多賀町	被害防止対策協議会の名称	多賀鳥獣害対策協議会
	構成機関の名称	役割
	多賀町農林商工課	事業全体の統括
	多賀町区長連絡協議会(地元区長)	各集落における啓発
	滋賀県猟友会彦根支部(多賀地区)	対象鳥獣の捕獲
	東びわこ農業協同組合	農業被害軽減への啓発・対策実施
	彦根犬上農業共済組合	農業被害等の情報提供
	多賀土地改良区 林業振興連絡協議会 多賀町社会教育課(博物館学芸員)	農家への啓発 林家への啓発 対象鳥獣の生態など専門的な情報提供

(2) 関係機関に関する事項

	関係機関の名称	役割
彦根市	滋賀県立大学環境科学部環境生態学科	対象鳥獣の生態など専門的な情報提供・地域啓発
	滋賀県農業技術振興センター	被害防止対策に関する技術指導、情報提供(オブザーバー)
愛荘町	—	—
甲良町	—	—
多賀町	滋賀県立大学環境科学部	対象鳥獣の生態等の学問的見地からの情報提供
	滋賀県農業技術振興センター	広域的な連携を通しての指導助言(オブザーバー)
全市町	湖東地区獣害対策地域協議会 滋賀県湖東農業農村振興事務所農産普及課	広域的な連携を通じての指導・助言 オブザーバー

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成23年度1市3町において、地域の実情に応じた実施隊をそれぞれ結成し、鳥獣被害の低減に努める。

彦根市	平成23年度に要綱を作成し、猟友会と連携しての有害鳥獣の捕獲、防除柵の設置指導、その他鳥獣被害防止対策を所掌する鳥獣被害対策実施隊を設置する。
愛荘町	平成23年度に鳥獣被害対策実施隊を結成し、被害防止計画の実施に取り組むため、関係機関と連携し、対象鳥獣の捕獲は、業務を委託している猟友会と協力し適正に対応する。 また、有害鳥獣被害防護柵の設置やその他鳥獣被害防止対策に取り組む。
甲良町	平成23年度に鳥獣被害対策実施隊を結成し、被害防止計画の実施に取り組むため、関係機関と連携し、対象鳥獣の捕獲は、業務を委託している猟友会と協力し適正に対応する。 また、有害鳥獣被害防護柵の設置やその他鳥獣被害防止対策に取り組む。
多賀町	平成23年度内に鳥獣被害対策実施隊を設置する。 ・滋賀県立大学環境科学部と連携し、サルに発信機を取り付け生息調査を行う。 ・そのデータを各自治会へ提供し獣害対策として活用出来る様支援を行う。 ・設置した恒久柵のメンテナンス等最新の技術を自治会へ伝達し、活用への支援を行う。 ・獣害対策に関する最新の情報を自治会へ伝達し、活用への支援を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

彦根市	<ul style="list-style-type: none">・隣接する市町との連携を図り、広域的、効果的な捕獲を実施する。・非農家の参加を促し、集落が一体となった取り組みを進める。・間伐事業、造林事業などの里山の整備事業と組み合わせた効果的な事業を進める。
愛荘町	隣接する市町との連携を図り、広域的、効果的な捕獲を実施する。 また、各集落においてサル等を追い払う自衛組織を立ち上げ、集落ぐるみで獣害に立ち向かう体制作りを進める。
甲良町	隣接する市町との連携を図り(湖東定住自立圏共生ビジョン懇談会有害鳥獣対策部会)、広域的、効果的な捕獲を実施する。 また、集落では地元が一体となって獣害対策の取り組みを進める。
多賀町	各自治会毎に獣害対策担当部署の立ち上げを行い、集落環境点検、ロケット花火・エアガンによるサルの追い払い、設置した柵のメンテナンス等、集落ぐるみで獣害に立ち向かう体制作りを行っていく。 また、町においては各自治会において推薦された狩猟免許(罟)取得予定者について支援を行っていく。

6. 捕獲した対象鳥獣の処理に関する事項

彦根市	活用可能ものについては、捕獲した猟友会による自家消費処分。活用不可能なものについては、適切に埋却処分を行なう。
愛荘町	活用できるものについては、捕獲した猟友会等により有効利用を図る。活用不可能なものについては、捕獲現場等で適切に埋設処理を行なう。
甲良町	活用できるものについては、捕獲した猟友会等により有効利用を図る。活用不可能なものについては、捕獲現場等で適切に埋設処理を行なう。
多賀町	<p>食肉利用可能なものについては利用する。</p> <p>※町内の高取山ふれあい公園にて処理施設を設置し猟友会からのシカ肉の買取を実施。</p> <p>※高取山ふれあい公園内の調理師によるシカ肉料理の開発を行い、試食会、料理教室を開催し</p> <p>シカ肉食文化の醸成を計り、シカ肉需要を喚起していく。</p>

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>それぞれの市町において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16法律78号)第18条第1項により確認を受けたことにより、アライグマの防除に資する取組みを積極的に行う。</p> <p>隣接する市町と連携し獣害被害の拡大を防止する。</p> <p>※彦根市・愛荘町・甲良町と多賀町で防止計画を策定し獣害被害の拡大を防止する。</p>
